

令和7年度 柳井市立大畠中学校部活動の方針

※スポーツ庁・文化庁のガイドライン、山口県教育委員会及び柳井市教育委員会「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に準じて策定

1 基本方針

- (1) 学校教育の一環として実施する教育活動で、生徒がスポーツや文化、芸術などに親しみ、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校の教育目標に基づく、資質・能力の育成に資する。
- (3) 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校全体として組織力を高めながら適切な部活動運営を図る。

2 活動時間及び休養日について

- (1) 活動時間
 - 学期中の平日は2時間程度、休業日（週末を含む）は3時間程度とする。
 - ただし、大会、コンクール、練習試合などの特別な場合はこの限りではない。
 - できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 休養日
 - 学期中は、週当たり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上休養日を設ける。
 - ただし、週末に、大会、コンクール、練習試合などで活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 朝練習・延長練習
 - 朝練習は行わない。自主練習を希望する場合は、顧問と相談する。
 - 延長練習は、校長が大会前など特別な事情があると認める場合のみ行うことができる。
- (4) その他
 - 長期休業中も学期中に準じる。
 - 長期休業中は、十分な休養を取ることができるように、また、部活動以外にも多様な活動ができるように、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - 学校閉庁日は原則行わない。

3 安全管理と事故防止

- (1) 原則、顧問（教員）が指導するが、生徒のみの活動となる場合は、練習内容や終了の報告など指示を徹底する。
- (2) 顧問は、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- (3) 熱中症対策として、活動場所の気温や湿度を把握し、状況に応じて活動時間の短縮や中止など適切に判断する。

4 その他

- ・部活動の地域移行については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」にそって移行する。